

社会保障審議会 介護保険部会（第57回）	資料2
平成28年4月22日	

サービス供給への関与のあり方

サービス供給への関与のあり方

現状・課題

- サービスが介護保険事業計画等の計画値を上回る場合に、介護保険3施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）について、介護保険制度創設当初から、介護サービスの供給量をコントロールする手段として、指定拒否を可能とする総量規制の仕組みが設けられていた。この仕組みは、平成17年の介護保険法改正により、特定施設入居者生活介護等に拡大された。
- また、平成23年の介護保険法改正により、定期巡回・随時対応サービス等の普及を図る観点から、これらのサービスに関して公募制や市町村協議制の仕組みが設けられた。

【公募制】

市町村の判断により、公募を通じた選考によって、定期巡回・随時対応サービス等（在宅の地域密着型サービス）についての事業者指定を行う。

【居宅サービス指定に当たっての市町村協議制】

定期巡回・随時対応サービス等の普及のために必要がある場合は、市町村が都道府県に協議をした上で、都道府県は居宅サービスの指定をしないことができる。

論点

- 保険者機能の強化等の観点から、計画が想定しているサービス量と比べて、実際のサービス量が下回る場合、または、実際のサービス量が上回る場合に、保険者等によりサービス供給量を調整する仕組みのあり方について、どのように考えるか。